

○ 臨時・非常勤職員の任用根拠別形態

職区分	任用根拠	任用期間	勤務形態	備考
一般職 (地公法適用)	地方公務員法 17条 (正式任用)	任期あり	主に非常勤	通常1年以内の任期を定めて任用されている。
	地方公務員法 22条 (臨時的任用) (注)	任期あり (6月以 内。更新に より1年ま で可)	主に常勤	①緊急の場合 ②臨時の職の場合 ③任用候補者名簿がない場合 } に限定 更新は1回のみで、1年を超えて 継続して勤務することができない
特別職 (地公法非適用)	地方公務員法 3条3項3号	任期あり	主に非常勤	通常1年以内の任期を定めて任用されている。

(注) 臨時的任用は地方公務員法22条のほかに、「地方公務員の育児休業等に関する法律」第6条及び「女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律」第3条に基づくものがある。